

# ロシアに最も近い港、 稚内港からサハリンへ！

## 稚内市サハリン貿易輸出支援補助金

稚内港からサハリンへの輸出を希望する事業者（企業・団体・個人）に対して経費の一部を支援することにより、稚内港における貨物需要と輸出の拡大を図り、サハリン貿易の振興と稚内港の利用促進を目指します。

**対象者** 自らが輸出者となって、稚内港からサハリンへ商品を輸出しようとする事業者（企業・団体・個人）で、日本国内に事務所・事業所を有するもの

**期間/船舶** 期間：平成**30**年**4**月**2**日から平成**31**年**3**月**31**日まで  
船舶：貨物船「**SAKH ISLAND**」他、稚内港において貨物を積み込んでサハリンへ向かう船舶で、補助対象として市長が指定するもの

**助成額** 稚内港からサハリンへの貨物輸出経費として **1**回 **50,000**円  
※ 輸出許可通知書に記載される申告価格が**20**万円以上の貨物を対象とする。  
※ **1**事業者につき、**5**回までを限度とする。

↓お手続きの詳細などはお問い合わせください!!

稚内市役所建設産業部サハリン課

☎ **0162 - 23 - 6486**

## 稚内市サハリン貿易輸出支援補助金 概要

次のいずれにも当てはまる事業者が対象です。

- 市長が指定する船舶に貨物を積載する事業者であること。
- 自らが輸出者となり、稚内港からサハリンへ貨物を輸出する事業者であること。
- 輸出許可通知書に記載される申告価格が **20** 万円以上の貨物を輸出する事業者であること。
- 日本国内に事務所、事業所又は住所を有する事業者であること。
- 当該輸出に関し、他の団体からの補助金等による支援を受けていない事業者であること。

助成額：

**1** 回の輸出につき **50,000** 円（**1** 事業者最大 **5** 回まで）

申請の流れ：

- ①補助金等交付申請書の提出（事業者→市長）別記第 **1** 号様式
- ↓
- ②補助金等交付決定通知書の受理（市長→事業者）
- ↓
- ③補助事業等実績報告書の提出（事業者→市長）別記第 **8** 号様式
- ↓
- ④補助金等確定通知書の受理（市長→事業者）
- ↓
- ⑤補助金等交付請求書の提出（事業者→市長）別記第 **11** 号様式
- ↓
- ⑥補助金の交付（市長→事業者）



①の様式：  
市役所から取得



③の様式：  
市役所から取得



⑤の様式：  
市役所から取得

添付書類：

補助事業等実績報告書を提出する際、以下の書類の写しを添付すること。

- 輸出許可通知書（必須）
- 船荷証券、シーウェイビル、荷役料請求書のどれか **1** つ

要綱と様式は、事務局に備え付けているほか、ホームページで閲覧・取得できます。

稚内市役所ホームページ

<http://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/sangyo/saharin/butsuryu.html>

提出先・問い合わせ：

〒**097-8686** 稚内市中央 **3** 丁目 **13** 番 **15** 号

稚内市役所建設産業部サハリン課

**TEL 0162-23-6486**（直通） **FAX 0162-23-6150**（直通）

**e-mail sakhalin@city.wakkanai.lg.jp**